

令和4年第5回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 4年11月30日（水）

午前 9時54分 開 会

午前10時14分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第9号）

議案第 2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 5号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第 6号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）

議案第 7号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（15名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	7番	関 藤 龍 也 君
8番	寄 谷 猛 男 君	9番	佐々木 和 代 君
10番	安 樂 良 幸 君	11番	本 間 保 昭 君
12番	田 村 勇 君	13番	柴 田 文 男 君
14番	荒 木 文 一 君	15番	水 口 典 一 君
16番	東 元 勝 己 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
市民生活部長	浦 川 学 央 君	保健福祉部長	横 山 浩 丈 君
建 設 部 長	尾 崎 敦 君	建 設 部 次 長	加 地 幸 治 君
市立病院事務部長	柳 圭 史 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君

○本会議事務従事者

事務局 長 深 村 栄 司 君
書 記 高 橋 誠 君

事務局 副主幹 壽 崎 行 洋 君
書 記 吉 田 陽 愛 君

開会 午前 9時54分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第5回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において東元議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたします。

◎日程第3 議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第9号)

議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

議案第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第5号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第6号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)

議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第3、議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算(第9号)、議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第3号 令和4年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)、議案第4号 令和4年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第5号 令和4年度滝川市下水道事業会計補正予算(第3号)、議案第6号 令和4年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第9号）から議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までにつきましては、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額の変定等を行うため、補正予算及び条例改正を提案したいとするものであることから、私から一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第9号）です。補正の内容につきましては、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、後ほどご説明をいたします議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例による一般職の職員の給料月額の変定等についての補正です。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2,234万円を増額し、予算の総額を228億3,854万円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページ、3ページにつきましては第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目議会費、補正額61万円の増額につきましては、議会の運営に要する経費の補正です。一般職の職員の勤勉手当の変定に伴い、議員期末手当を増額したいとするものです。

4款1項5目他会計繰出金、補正額203万4,000円の増額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正です。一般職の職員の給料月額の変定等に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金の増額を行いたいとするものです。

13款1項1目職員費、補正額1,969万6,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正です。一般職の職員の給料月額の変定等並びに特別職及び一般職の職員の勤勉手当の変定に伴い、給料、各種手当、共済組合納付金等をそれぞれ増額したいとするものです。

以上、歳出合計で2,234万円の増額となったところ です。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。21款1項1目繰越金2,234万円の増額につきましては、一般職の職員の給料月額の変定等に伴う増額に係る財源調整を繰越金で行いたいとするものです。

以上、歳入合計で2,234万円の増額となったところ です。

10ページから12ページまでにつきましては給与費明細書ですので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号から議案第6号までを順次説明させていただきますが、いずれも一般会計と同様の趣旨による補正の内容ですので、説明につきましては各会計とも歳入歳出の項別の補正額を申し上げた後、補正額合計及び補正後の予算の総額の順に説明をさせていただきます。

まず、議案第2号 令和4年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）です。

2 ページを御覧ください。歳入は、5 款 1 項他会計繰入金 5 8 万 5, 0 0 0 円の増額。次に、3 ページ、歳出は、1 款 1 項総務管理費 5 8 万 5, 0 0 0 円の増額となり、歳入歳出の総額にそれぞれ 5 8 万 5, 0 0 0 円を増額し、補正後の予算の総額を 4 4 億 9, 4 4 5 万 2, 0 0 0 円とするものです。

4 ページから 9 ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、1 0 ページ、1 1 ページにつきましては給与費明細書ですので、お目通しをお願いいたします。

次に、議案第 3 号 令和 4 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 2 号）です。

2 ページを御覧ください。歳入は、4 款 1 項繰越金 2 0 万 7, 0 0 0 円の増額。次に、3 ページ、歳出は、1 款 1 項住宅管理費 2 0 万 7, 0 0 0 円の増額となり、歳入歳出の総額にそれぞれ 2 0 万 7, 0 0 0 円を増額し、補正後の予算の総額を 4 億 4, 1 2 3 万 6, 0 0 0 円とするものです。

4 ページから 9 ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、1 0 ページ、1 1 ページは給与費明細書ですので、お目通しを願います。

次に、議案第 4 号 令和 4 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）です。今回の補正は、保険事業勘定の補正となります。

2 ページを御覧ください。歳入は、2 款 2 項国庫補助金 2 3 万 5, 0 0 0 円の増額、3 款 2 項道補助金 1 1 万 7, 0 0 0 円の増額、4 款 1 項支払基金交付金 9 万 1, 0 0 0 円の増額、6 款 1 項他会計繰入金 6 4 万 7, 0 0 0 円の増額、7 款 1 項繰越金 1 7 万 2, 0 0 0 円の増額。次に、3 ページ、歳出は、1 款 1 項総務管理費 3 8 万 7, 0 0 0 円の増額、1 款 2 項賦課徴収費 1 4 万 3, 0 0 0 円の増額、3 款 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費 3 4 万円の増額、3 款 2 項包括的支援事業費・任意事業費 3 9 万 2, 0 0 0 円の増額となり、歳入歳出の総額にそれぞれ 1 2 6 万 2, 0 0 0 円を増額し、補正後の予算の総額を 4 0 億 8 3 8 万 6, 0 0 0 円とするものです。

4 ページから 1 1 ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、1 2 ページ、1 3 ページは給与費明細書ですので、お目通し願います。

次に、議案第 5 号 令和 4 年度滝川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）です。

1 ページを御覧ください。今回収入の補正はありません。第 1 条につきましては総則です。

第 2 条、令和 4 年度滝川市下水道事業会計予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費 1 7 万 2, 0 0 0 円を増額し、2, 6 0 1 万 8, 0 0 0 円を 2, 6 1 9 万円に改めるものです。今回収益的収入において給与費の 1 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正を行う 1 款 1 項営業費用の中で執行残が見込まれる給与費以外の費用について同額の減額補正を行うことから、これにより収益的支出の款項につきましては現計予算と同額となるものです。

2 ページから 5 ページまでは補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、収益的支出明細書ですので、お目通しを願います。

次に、議案第 6 号 令和 4 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 3 号）です。

1 ページを御覧ください。第 1 条は総則です。

第 2 条、収益的収入及び支出の予定額の補正につきましては、収益的収入、1 款 3 項高等看護学

院収益８０万２，０００円の増額。収益的支出、１款１項医業費用３，３４０万７，０００円の増額、１款３項高等看護学院費用８０万２，０００円の増額となり、収益的収入の１款病院事業収益について予定額の総額に８０万２，０００円を増額し、補正後の予算額を７２億８，７７６万７，０００円に、収益的支出の１款病院事業費用について予定額の総額に３，４２０万９，０００円を増額し、補正後の予算額を７２億８，０００万１，０００円とするものです。

次に、第３条、令和４年度滝川市病院事業会計予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費を３，４２０万９，０００円増額し、４０億９，７４３万７，０００円とするものです。

２ページから８ページまでにつきましては補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、収益的収入及び支出明細書ですので、お目通しを願います。

続きまして、議案第７号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例の提案の趣旨につきましては、令和４年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額等を改定したいとするものです。本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定につきましては、今臨時国会での法案成立を受けたところであり、本市におきましても国家公務員の給与改定に準じた改正を行いたいとするものです。なお、本件につきましては既に市職員労働組合と合意に至っているところです。

改正内容につきましては、議案第７号参考資料の新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表の１ページを御覧ください。まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第１条関係）ですが、第３６条第１項第１号及び第２号において勤勉手当の支給額について国公準拠とするため、１２月期の支給割合を再任用職員以外の職員については０．１０月分、再任用職員については０．０５月分を引き上げる改正です。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第２条関係）ですが、同じく第３６条第１項第１号及び第２号において第１条関係で説明をしました勤勉手当の支給額の引上げ分について、附則で定める令和５年４月１日以降、６月期及び１２月期に均等に割り振るための改正です。

次に、滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第３条関係）ですが、附則に第２項として会計年度任用職員における一般職の職員の給与に関する条例等の給料表の準用規定について令和５年４月１日から適用させるため、経過措置を設けるものです。

次に、２ページを御覧ください。附則ですが、第１項は、この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし第２条の規定については令和５年４月１日から施行するものとするもの、第２項は、第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和４年４月１日から適用するものとするもの、第３項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすための規定、第４項は、この一部改正条例の施行に関し必要な事項について規則委任を行うための規定です。

３ページから１６ページまでにつきましては、国の改定に準じて第１条で改める別表第１、第２及び別表第４、第５の各給料表の新旧対照表です。今回の給料表改定の概要ですが、国公準拠とし、

医療職給料表1の医師を除き、初任給を大卒程度で3,000円、高卒程度で4,000円程度引き上げることを踏まえ、30代半ばまでの職員が在職する号給について引上げを行うものです。全職員をベースとした平均改定率は0.36パーセントとなるところです。

末尾の議案参考資料につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第1号から議案第7号までの説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入りますが、討論につきましては反対討論から受け、順次賛成、反対交互に行ってまいります。討論はございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号から第7号までの7件を一括採決いたしたいと思います。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第7号までの7件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第5回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時14分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員